

○東総広域水道企業団渇水対策本部運営要領

〔平成6年8月10日〕
制 定

改正 平成 8年3月26日 平成17年6月27日
平成18年3月28日

(設置)

第1条 東総広域水道企業団渇水対策連絡協議会設置要綱第7条の規定により東総広域水道企業団渇水対策本部は、東総広域水道企業団（以下「企業団」という。）内に置く。

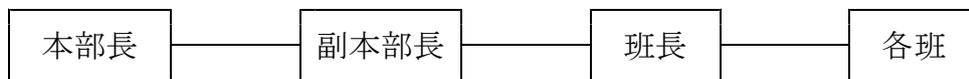
(組織)

第2条 本部の組織は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本部は、本部長、副本部長及び班長をとって組織する。
- (2) 本部長は、企業団の企業長の職にあるものをもって充てる。
- (3) 副本部長は、企業団の事務局長の職にあるものをもって充てる。
- (4) 班長は、企業団の総務課長及び浄水課長の職にあるものをもって充てる。

(組織系統)

第3条 本部は、次の機構により事務を処理する。



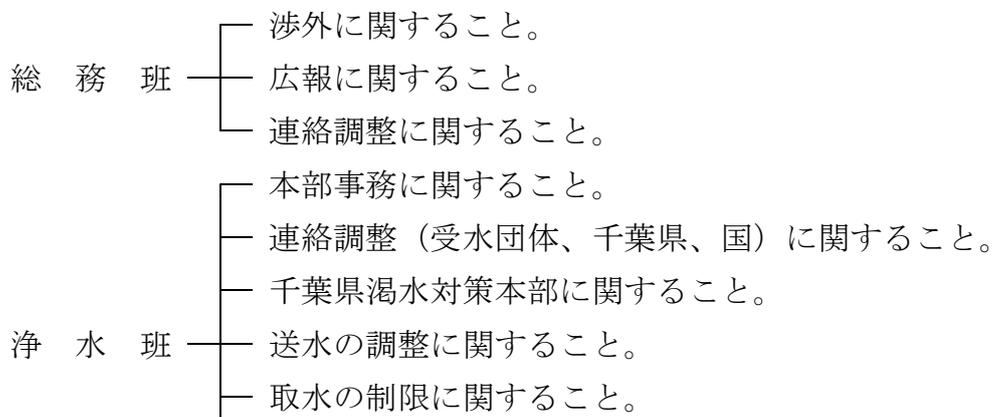
(事務分掌)

第4条 本部構成員の事務分掌は、次のとおりとする。

本部長・・・本部の事務を統括する。

副本部長・・・本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、班長及び班員を指揮監督する。

班長・・・本部長及び副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務に従事する。



- └ 送水の制限に関すること。
- └ 水質の管理に関すること。

(連絡体制)

第5条 連絡体制は、別図「渇水対策本部設置に伴う連絡体制図」による。

附 則

この要領は、平成6年8月10日から施行する。

附 則 (平成8年3月26日)

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月27日)

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

(別図)

渇水対策本部設置に伴う連絡体制図

